　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事　　務　　連　　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年2月20日

各市町立学校長　様

兵庫県教育委員会

阪神教育事務所長

県費負担教職員に係る児童手当に関する事務における個人番号の利用開始について

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第38号）に基づき、本県における児童手当支給等事務においても個人番号を活用した所得等情報や住民票情報の連携を下記のとおり行うこととなりました。

このことにより、従来必要とされていた添付書類（所得証明書や住民票の写し）が省略できることとなります。

つきましては、下記についてご確認の上、適切にご対応いただきますようお願い致します。

記

１　手続きの流れの変更について



２　スケジュールについて

　　平成31年3月4日（月）から運用開始

３　個人番号の収集・確認について

　　平成29年11月1日付け教福第1043号「児童手当認定等事務に係る個人番号（マイナンバー）の取扱い」に基づき、対応してください。

　　なお、平成29年12月6日付け教阪第2127号「『県費支弁教職員にかかる児童手当の認定及び支給事務取扱要領』の一部改正について」で送付した、新様式の「個人番号利用目的通知」（利用目的に「児童手当関係事務」を追加）を交付して個人番号の収集をしていない者に対しては、新様式の「個人番号利用目的通知」を交付した上で、個人番号の再収集・確認が必要となります。

　　また、個人番号の収集は番号に変更がない限り、受給者・被扶養配偶者以外の配偶者・児童のそれぞれにおいて、初回のみとなります。

|  |
| --- |
| ○　収集時の利用目的以外での使用は、目的外使用となり、認められていません。  　○　次回以降の申請時には、余白部分に『児童手当支給機関に提出済の個人番号に変更ありません』  　　と記名・押印することで、個人番号の記入を省略します。  　○　認定等事務において、初回申請時に総務事務システム内に登録された個人番号を利用して、  　　所得等情報や住民票情報の照会を行います。 |

４　安全管理上の措置について

　　個人番号（特定個人情報）の取扱いについては、平成28年1月から市町立学校へ業務委託している「個人番号の収集等にかかる業務」にあたり遵守すべき安全管理措置に沿った取扱いが必要となります。

５　システム入力の変更について

　情報連携の運用開始に伴い、総務事務システムへの入力内容が、以下のとおり変更となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入力が不要となる内容 | 入力が必要となる内容 |
| 市町立学校 | ◆受給者（職員）及び配偶者（控除  　対象者を除く）の「所得の状況」  　（所得年、所得額、所得控除額、  　 扶養親族数、等） | ◆受給者（職員）の現住所の「市町村機関  　コード」  　※ 選択入力可能。入力するのは初回及び  　　変更があった場合のみ。  　※ その他、受給者（職員）の１月１日  　　時点の住所、配偶者の現住所、配偶者の  　　１月１日時点の住所、児童の現住所が、  　　受給者（職員）の現住所と異なる場合は、  　　それぞれ入力が必要。 |
| 教育事務所 | － | ◆受給者（職員）、配偶者（控除対象者を  　除く）及び児童の個人番号  　※ 入力するのは初回及び変更があった  　　場合のみ。  ◆個人番号を利用した情報連携照会のため  　の入力 |

　　※　システム入力画面等は、別添マニュアルのとおり

６　その他

1. 市町立学校の担当者が総務事務システムに直接、個人番号を入力することはできません。市町立学校で収集していただいた児童手当申請に係る個人番号は、所管の教育事務所に提出していただき、教育事務所担当者が総務事務システムへの入力及び所得等情報や住民票情報の情報連携による取得を行うこととなります。
2. 情報連携の運用に伴い、総務事務システム（児童手当業務）のマニュアル（改訂版：該当箇所のみ）を送付しますのでご確認ください。

　(3)　今後は、原則として個人番号を利用した情報連携により所得等情報及び住民票情報を取得して認定することとし、書面の所得証明書及び住民票の写しの添付は不要となります。

　　　ただし、受給者の意思で個人番号を提出しない場合等においては、従来どおり、書面の所得証明書及び住民票の写しの添付により認定手続きを行なってください。

＜問い合わせ先＞

　　阪神教育事務所　（担当：濱谷）

　　　TEL　0798－39－6152

　　総務事務システムヘルプデスク

　　　TEL　078－362－3634